

第 10 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第10回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和元年8月26日（月）

13：30～14：33

会場：農林水産省第3特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

（1）中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の最終評価（案）について

（2）その他

3. 閉 会

午後１時３０分 開会

○地域振興課長 では、委員の先生方、お集まりいただきまして、ありがとうございます。時間になりましたので、ただいまから中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。私は、地域振興課長の植野でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、農村振興局農村政策部長の村井から一言ご挨拶をさせていただきます。村井部長お願いします。

○農村政策部長 農林水産省農村振興局農村政策部長の村井でございます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日頃より中山間地域等直接支払制度を初めといたしまして農村振興施策について格段のご理解、ご協力、ご指導を賜り、この場をお借りして改めて感謝を申し上げたいというふうに考えております。

さて、本委員会でございますけれども、平成27年の７月に第１回目の会合を開催させていただきました、今回で10回目を迎えるということでございます。

これまで中山間地域等直接支払制度の第４期対策の実施状況、あるいは中間年及び最終年の評価等につきまして現場関係者からのヒアリングも行いながら、委員の皆様には大変熱心なご議論をいただいていたというふうに承知をしております。

本日は、前回の委員会で皆様から頂戴いたしましたご意見等を踏まえて修正をいたしました第４期対策の最終評価（案）を提示させていただきますので、ご議論の上、ご確認、ご了承いただければというふうに考えておるところでございます。

これまで委員の皆様からは、この制度につきまして全体としては高い評価をいただきつつ、本制度の効果に係る分析手法ですとか対外的な見せ方、あるいは現場の実情を踏まえた制度運用等の工夫や今後の制度のあり方等に関しまして問題提起をいただいていたというふうに考えております。

これから政府の中では令和２年度予算の概算要求の時期を迎えることとなります。中山間地域等直接支払制度につきましても、これまでいただきましたご意見、ご要望も十分に踏まえながら概算要求、それからその先にあります財政当局との折衝に臨むこととして、条件不利地域における前向きな取組を農林水産省としても引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

本日の会合をもちまして、第4期対策の委員会としては最終回となる予定でございます。委員の皆様には、ぜひご忌憚のないご議論をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○地域振興課長 ありがとうございます。

村井部長は、この後別の予定が入ってございまして、失礼ですが、ここで退席をさせていただきます。部長、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様並びに当省からの出席者につきましては、お手元に座席表を配付してございますので、ご参照いただきますようお願いをいたします。

本日でございますけれども、岡田委員長と浅野委員が所用によりご欠席となっております。

なお、本委員会の設置要領におきましては、委員長は必要に応じ委員長代理を指名することができるというふうにされております。本日の会合に当たりましては、岡田委員長より星野委員を委員長代理として指名をされておりますので、本日の議事の進行につきましては星野委員長代理をお願いをいたしたいと思っております。

冒頭いくつか注意事項がございます。本日の委員会は公開で行っており、傍聴の方もお越しになっております。資料及び議事録につきましては、原則として公開することとなっております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、発言されたお名前の入ったものを後日公開するということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事を開始いたします。

報道の方のカメラ撮りはここまでといたします。

これより、進行を星野委員長代理にお渡しします。星野委員長代理、お願いします。

○星野委員長代理 承知いたしました。

ご指名ということでございますので、本日の進行は星野が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第をご覧いただきたいんですけども、本日は午後3時30分までを一応予定としておりますけれども、議論が終局いたしましたら、その段階で終了させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議題でありますけれども、次第にありますように、1番、中山間地域等直接支払制度の

第4期対策に係る最終評価（案）についてということが出ております。

それでは、まず事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○中山間地域・日本型直接支払室長 中山間地域・日本型直接支払室長の荻野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、先般7月25日の第三者委員会におきまして委員の皆様からいただいたご意見への対応状況、ご意見を踏まえて修正しました最終評価の案につきまして、資料1から3を用いて説明いたします。

お手元に資料1、2、3をお開き願います。

資料1が最終評価（案）の概要、資料2が最終評価（案）、資料3が第9回第三者委員会における委員意見及び対応ということになっております。

資料3を見ながら資料1と資料2を説明させていただくような形になるかと思います。

まず、資料1の最終評価（案）の概要につきましてですが、玉沖委員の方から、まとめの④の書きぶりについて、「大きな不安を生じさせており」というのを「不安につながっており」に、「安心して本制度に取り組めるための」というのを「より取り組みやすい制度になるよう」に変更すべきではないかという意見をいただきました。そちらにつきましては、委員の意見のとおり修正しております。

また、同じく見出しにつきましても、「実績及び効果」というのを「実績及び成果」とした方がいいんじゃないかということで、そちら左上、赤字になっておりますが、「実績及び成果」としております。

あと7.5万haの農用地の減少防止については、もっと強調すべきというところでございまして、左下の部分でございますが、「農用地の減少防止効果」については目立つようにしつつ、あと参考の部分につきましては資料2の方で説明したいと思います。よりPR効果が高まるような形にしております。

それでは、資料2の方について、修正箇所を中心に説明させていただきます。

資料2につきましては、委員の皆様からは、「第4期の成果について」と、「遡及返還について」と、「今後の方向について」という主に3つのカテゴリーで意見をいただきました。

成果につきましてですが、河合委員の方から、第4期の成果を国民にわかりやすく説明することが大事であり、取り組みによるプラスの実績がわかるようにした方がいいという意見をいただきました。

資料2の19ページをお開きください。こちらに、改めて「第4期対策の取組・実施における成果」をまとめております。

内容といたしましては、農業生産性の向上のA要件の部分と、あと女性・若者参加のB要件の部分、あと協定の統合・広域化、そして次のページの集落戦略の作成のそれぞれにつきまして取り組み実績とか新規増加数の成果や周辺への効果を再掲する形でまとめております。

次に、4番の意見で、河合委員の方から農業を知らない人にも成果がわかるようにすべきということで、耕作放棄の発生防止にはものすごいエネルギーが要るんだと、大変だということと言えるようにすべきという意見をいただきました。

それで、資料2の21ページ、22ページです。21ページから「農用地の減少防止効果等の一定の仮定に基づく推計」ということで、22ページに「農用地の減少防止における意義」というものを追加しております。本制度によって、減少が防止されたと推計される農用地面積7.5万haというのは、北海道を除く都府県の耕地面積の平均7.2万haを上回ります。似たような大きさの県としましては愛知県、埼玉県、兵庫県ということで、耕種のための農業産出額が1,000億から2,000億を上げている県と匹敵するということです。

下の方に多面的機能の話も書いております。洪水防止や水源涵養効果、土壌浸食防止機能、土砂崩壊防止機能といった、こういった多面的機能を有しておりまして、7.5万haの農用地が失われるということは、一県分の多面的機能が失われることに等しいということを書かせていただいています。

さらに、34ページをちょっとお開きください。

こちらは、パーツとしては「第4期対策の最終評価（まとめ）」の中に入るんですけども、「本制度の実施効果等」という中で、「総合評価」のところで、34ページの上から4つ目のポツでございますけれども、ここにも国としての評価として先ほどの7.5万haについての説明を書いております。

3つ目のパラグラフでは、「また」以下でございますが、「農地が耕作放棄されると、農地の集積・集約化が進みにくくなる、野生鳥獣のすみかとなり周辺への鳥獣被害の原因となる」と、こういったところを書きまして、「さらに、一度発生した耕作放棄地を農地に復元するためには多額の費用が必要になる」ということで、最後のパラグラフで、「これらを踏まえると、非常に重要な成果であると認められる」ということで書かせていただいております。

それで、次の意見でございますが、5番のところです。浅野委員の方から、全国の評価は県、市町村の評価をまとめるだけでは不十分じゃないかという意見をいただいております。このことから、資料2の33ページ以降の「最終評価」のところで国の意見として追記させていただきます。

まず、34ページの3つ目のポツでございますけれども、今回、「非農業者も含め60万人の方が維持管理活動等に参加されたということは高く評価すべきである」という部分を書いております。

あと、さらに「(2) 本制度の支援体系」の中で赤字で書いておりますが、「個人配分と共同取組活動それぞれで有効に活用されている」という旨を書いております。

さらに、35ページでございますが、「第5期対策の検討に当たっても」というところでございますが、「本制度の基本的な支援体系は維持した上で検討を行うべきと考えられる」ということで書いております。

この他、浅野委員の方から、第4期において評価体制が体系的に整理されて、評価は適切に行われていると。中間年評価で行ったような農林業センサスを活用したデータ分析を継続的に行うべきという意見をいただきました。こちらにつきましては今後の課題ということで、37ページの「Ⅶ 第三者委員会からの意見」の一番上、「本制度の成果に関する意見」ということで、その旨書かさせていただきます。

次に、資料3の2ページ目に移りますが、意見としては7、8、9の部分です。遡及返還に関しまして榊田委員、岡田委員長、図司委員から意見をいただきました。ここの3つにつきましては、遡及返還が農業者にとって重荷なのはわかるが、無条件で遡及返還措置の見直しをするのでは、たがが外れてしまうのではないかという、こういう趣旨の意見でございます。

これらの意見を踏まえまして記載を追加しております。ちょっと戻っていただいて恐縮ですが、資料2の3ページをお開きください。

今回、遡及返還につきまして意見をいただいておりますので、まず「制度の変遷」の中で、3ページに「交付金返還措置の変遷」についても追記しております。そもそもEUの条件不利地域支払をモデルにつくったという部分と、その段落の最後の行ですが、「これまでに時勢に応じて様々な軽減措置を実施している」ということを書きまして、第1期から次のページの第4期まで、それぞれどういった形で制度の軽減措置が充実してきたのかというのを記載しております。

さらに、第4期対策の今の状況につきまして、少し飛びますが8ページをお開きください。8ページの一番下に「交付金返還措置」についての現在の状況ということで書いておりました、赤字の部分が第4期対策で追加されたものということで、例えば「農業者本人若しくはその家族の病気に類する事由」とか、あと一番下のところですが、「集落戦略を作成した場合」というもの等を第4期で追加しているというのがわかるようにしております。

その上で37ページに飛ぶんですけれども、第4期対策の最終評価のまとめの中の4の(5)ということになります。それが37ページでございますけれども、「遡及返還措置の見直し」ということで3点記載しております。

本制度の交付金返還における原則である遡及返還措置については、これまで様々な軽減措置を講じてきたものの、高齢化が進む農業者にとっては、依然として営農を続ける上での不安材料となっており、第5期対策移行時において、協定面積の大幅な減少が見込まれるのではないかと記載しています。

2つ目のポツについてですが、遡及返還措置については、農地の流動化や協定の広域化を阻害しているという声もあって、中間年評価においては、約半数の集落協定が第5期対策に向けて「遡及返還の見直しが必要」ということで回答していますと記載しています。

最後のポツですが、遡及返還措置の見直しには慎重な意見もありますが、第5期対策において、農業者の営農に対する不安を払拭するとともに、農地の流動化や協定の広域化を促進するためにも、集落戦略の作成を通じて人員・人材の確保を図り持続可能な営農体制を構築するなどの対策期間中の離脱による耕作放棄の大幅な増加を防止した上で、遡及返還について必要な見直しを行うことが適当であるということで記載しております。

次に、資料3のご意見の10番以降でございますが、「今後の方向」について意見をいただいております。

まず河合委員、榊田委員、関司委員から、行政がもっと関与すべきではないか、あと地区ごとに行政が支援するような形を考えるべき、行政や中間支援のNPOなどとの連携が必要。また、さらに棚田地域振興法との連携をしていくべきといった意見をいただいております。

これを踏まえまして、資料2の35ページになりますが、最終評価の中の「3 課題」のところに、さらに書き込んでおります。

課題のところでございますが、行政の適切な関与が重要であるとか、あとは他団体、関

係団体との連携が必要であるといった部分を記載しております。

さらに、下の「4 今後、進めていくべき取組」の「(2) 農村協働力の強化」におきましても、最初の行ですが、「協定の積極的な取組を促すためには、行政の働きかけ・支援が重要である」というところ、あとは最後の行ですが、「関係団体と連携して支援を行うことが必要である」と、そういった旨を記載しております。

さらに、ここに書き切れなかった部分につきまして、37ページの「制度のあり方に関する意見」ということで、本制度は本年6月に成立した棚田地域振興法との親和性が高く、連携して集落機能の強化に取り組むべき」という部分を書いております。

それで、先ほど説明が少し抜けてしまいました。「第三者委員会からの意見」のところで「遡及返還」の部分についても意見をいただきましたので、「遡及返還の見直しに当たっては、協定からの離脱によって耕作放棄地が大幅に増えることがないように留意することが必要である」と、こちらについても書かせていただいております。

それで、続きまして「今後の方向性」の中の資料の14番になりますが、図司委員の方から、本制度を知らない人も多く、改めて情報発信をしながら5期につないでいくことも大事という意見をいただきましたので、こちらについても37ページの「第三者委員会からの意見」というところに記載させていただきました。

さらに、資料3の最後のページになります。岡田委員長、河合委員、星野委員から、「部分で頑張っても効果は限定的であり、農村全体に係る課題解決のためには全体のシステムにくさびを入れる必要がある」、「地域政策と産業政策の両輪が必要。本制度は里山の暮らしを守ることにコミットすべき」、「集落協定の単独の力では解決できない課題があり、制度の外側から支援するような新しいシステムが必要」という意見をいただきました。

こちらは今後の5期に向けた課題ということで、同じく資料2の37ページの「第三者委員会からの意見」というところに記載させていただいております。

この他、玉沖委員の方から、「生産・加工・販売の事例はたくさんあるが、今後は知恵を絞り、工夫して事務負担を軽減した事例の紹介を増やせるとよいのではないか」という意見をいただきました。

それで、資料2の36ページになるんですが、「事務の簡素化」の記載を増やしております。

点線囲みのところですが、「セスナ機を活用した現地確認の取組」といったものも入れ

ております。それに加えて、37ページの「第三者委員会からの意見」ということで、一番最後のポツに意見の方を入れさせていただいております。

説明は以上でございます。

○星野委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容等につきまして、これからご議論いただきたいと思います。

ご質問、あるいはご意見等ございましたら、委員の皆様からお願いをしたいと思います。

どうぞ、玉沖委員。

○玉沖委員 反映いただきまして、ありがとうございました。

ちょうど資料3の一番最後の、番号でいくと19で、私が発言させていただいた内容を36ページに反映させていただいているセスナのところについて。ご相談というか、提案なんですけれども、参考の「セスナ機を活用した現地確認の取組」の枠組みの2つ目のポツのところで、「これにより諸経費は増加するものの」というところをいっそ取ってしまって、時間の軽減だけを伝えることにするのか、もしくは「諸経費は増加する」というところを「経費は要する」というのか。何だか軽減されたんだか、されていないんだかみたいな表現になってしまっているので、ここをちょっと、手間が減ったということを強調する言いぶりにしてはどうかと思います。お願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 おっしゃるとおりだと思います。ここの書き方は修正していきたいと思います。

○玉沖委員 お任せいたします。

○星野委員長代理 他には。

榑田委員、どうぞ。

○榑田委員 反映いただき、ありがとうございました。

その上で、実は先週から気になり始めたことがありまして、1つご確認をしたいんですけれども、先週ちょっと新潟へ行ってきまして、新潟でこの話題を地域のリーダーと話をしたときに、多面的機能支払でも同じことが起こっているという話が出て、多面的機能支払も5年の活動計画で遡及返還がありという形になっているわけですが、もう次期の5年計画が立たないので、次はもう申請しないという話が多面的機能支払でも出てきているみたいなんです。

それを考えたときに、どこも同じような状況になっているんだろうと思うんですけれど

も、これは今は中山間直接支払の議論をしているわけですが、こっちでその見直しについて、向こうはまだ動かないという状況になったときに、それはどうなのかなというのがちょっと気になりました。というのが1つです。

前回からしつこく、私は今までの、8ページの現状の規定で大分緩和されてきているものを周知徹底すれば、制度としては多分それでいいんじゃないのかなという気持ちでいる人間なんですけれども、どうしても見直し、現場としてはその方が楽だと、その地域の方がおっしゃっていましたが、現場では楽だけれども制度としてはどうなのかなという話は、やはり現場からも出ていたということもちょっとお伝えをしたいと思います。

それを考えた上で、37ページにつけ加えていただいた(5)の最後のパラグラフの、すごく反映していただいたと思うんですけれども、「対策期間中の離脱による耕作放棄の大幅な増加防止をした上で、遡及返還措置に必要な見直しを行うことが適当」と書いているのを「見直しを検討することが適当」という表現にニュアンスをちょっと緩めていただいた方が総合的に考える上ではいいのではないかなというふうに、今私は思っているところです。

もう一つ申し上げると、前回も言いましたが、これを無条件に外してしまうということになったときに、第5期はいいと思うんです。このままだと第5期めっちゃめっちゃ申請面積が減るという予測のもとでこれはやっているんですけれども、外してくれるんならということで、今回、では第5期も一応出そうかと言っている方たちが今度は、それは延命措置になるだけで、第6期になったら、もう絶対出せないような気がするんです。なので、これもさっき申し上げたパラグラフの中でなんですけれども、そうやって返還措置が要らなくなったからというので、すいすい離脱が増えていっているようなところに関しては、この中で「農村協働力」というふうな表現していますけれども、行政なりNPOなり、今回、人・農地プランでコーディネーター派遣するというのが今日の記事でも出ていましたけれども、多分集落自身ではなかなか難しいので、外部から、ではどうすれば維持していけるのかというてこ入れというか、サポートを手厚くするような体制というのをセットで考えないと難しいかなと思います。

すみません、長くなりました。

○星野委員長代理 回答の方はいかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

最初の多面支払との関係なんです、多面支払の方でも5年の計画が立たなくて離脱し

ているところが増えているという話なんです、多面的機能支払に関しては遡及返還はないですね、制度として……

○**榊田委員** 今個人の部分はあるはず。今個人になっているけど、あるんじゃないですか。調べてないですけど。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 当該農地についての遡及返還ですね。わかりました。これの並びが大事なんじゃないかという、そういうことですね。こちらは、ちょっと検討していきたいと思います。

それで、最後に、このままでは5期がよくても6期で出せないんじゃないか。いろいろな、そういう意味で人材確保とかのことも進めていくべきじゃないかというところなんです、今のところ考えているところなんです、まずこちらにつきまして集落戦略の作成というものをより重視していく必要があるのかなと考えていまして、この資料の中でも、次の38ページです。これは前回ご説明させていただいたところですが、10年間継続して、「今後も10年間は協定農用地を維持していける」という回答した集落というのは、どういうところの要素があるのかというのをちょっと分析したところだと、一番多かったのが協定役員の年齢区分が54歳以下ということで、要するに世代交代が円滑に進んでいるところとか、あとは広域化支援に取り組むところというのが今後も10年継続していけるということで回答しております。

こちらにつきまして、現在、本年度につきましては試行加算ということで集落機能強化の加算をしているんですけども、とか、あと人材確保の支援というのをやっておるんですが、こういったものをさらに本格化していくというのが1つ重要ではないかと考えておると、今現在でもあります広域化の加算、これについても継続していくというのが大事じゃないかと考えています。

そういったことで一部の農業者が協定から離脱した場合であっても、当該農地を集落全体とか、もしくは外部の担い手が支えるような体制を整備するということで協定期間中の耕作放棄地の増加も防ぐという必要がありますし、さらに5期だけでなく6期も続けていただくというのが大事かなと考えております。

安易な耕作放棄が増えるのか、増えないのかという、たががはまるのか、はまらないのかという部分なんです、まず基本として、引き続き5年間の協定においては取り組み内容とか実施時期とか、5年後の最終目標というのを位置づけるということにしていまして、協定に位置づけた取り組みを行っていない場合とか、協定に定めた目標が達成されない場

合には、これまでと同様、交付金を返還する必要があるというのは引き続き堅持していきたいというふうに考えております。

そういった状況につきましては今と同じなんですが、毎年度市町村において確認を行うと。協定違反となるような事案については、やはり厳しい対応をしていくというのは必要ではないかというふうに考えております。

それで、文言の修正の部分につきましては、また他の先生からも意見をいただければと思います。

○星野委員長代理 ありがとうございます。ご回答ということですが、よろしいですか。

遡及返還の今回の措置の見直しというのは、脱落する集落協定をとりあえず制度の中にとどめるという意味合いが大きいと思います。離脱までの時間がある意味稼いで、それと並行しつつ抜本的な対策を出す必要があるのではないかなというようにご指摘と私は理解をしました。

今期の最終成果ということでございますので、その文言等につきましてはどういう形で入れられるかはちょっとご検討いただかなきゃいかんと思うんですけども、委員の趣旨はそういうことでございますので、対策等をしっかりと進めていただけたらなと思う次第です。よろしいですか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 一応こちらとしましては、「必要な見直しを行うことが適当」というのは、検討の部分も入っていて、検討するという事かなとは思っています。

○星野委員長代理 それでは、他に何かご意見いただけますか。

どうぞ、関司委員お願いします。

○関司委員 修正ありがとうございました。意見を大分反映いただいて、ありがたく思っています。

補足的に必要なところをまた手を入れていただければと思うんですが、私の前回のコメントでいくと、14番、「本制度を知らない人も多く」というところなんですけれども、「知らない」の意味は2つぐらい込めたところがありまして、1つは、この制度を20年近くずっとやってきた人たち、実践された方々にとって全体像がなかなかわかりにくくなってきた中で、あるいは遡及返還のところも、いろいろな形で手を打ってきていますが、今回全体像として、実はこれだけカバーリングされていますよということを最終評価の中でまとめ直していただいたことは非常に意味が大きいかなと。

どうしても一番最初の制度が始まったときに、「できなくなったら、ペナルティーが科されます」というところが頭に染みついてしまっていると思うので、そういう意味では、それは原則そうなんだけれども、いろいろな事情によって酌んでいけるような形になっていますということを改めて全体をお示しできている。あるいは制度の成果として、1つの県レベルの耕地面積が保全されているというところも、個々の皆さんの取り組みとしてはすごい小さな話だと思うんですけども、積み上げればそれぐらいのボリュームのところの一端をしっかりと担っていただいているということで、現場でしっかりと農地保全に関わられている農家さんに対して前向きな評価をお届けできると。全体像を改めてご理解いただいて、5期に向けてもう一踏ん張り頑張っていただきたいというメッセージを出していくという意味で、制度の全体像を改めてお示しする意義が大きいだろうというところが1つです。

もう一つは、本当に制度を知らない人たちというか、当然中山間でも非農家の数が大分増えていますし、世代交代をして、親父さんの世代はある意味直払いのスタートの時点から関わっていても、次の世代にバトンタッチをしていくときに、その辺がなかなかわかっていなくて流れでやっていて、何のためにやっているのかとか、それがどういう意味があるかが、意外に次の世代の人たちにとっては見えないので、何のために直払いをわざわざやらないといけないんだみたいな声も耳に届くんです。そういう意味では、ある意味初心に返りつつ、農山村も人の動きがかなり激しいところもありますし、逆に田園回帰の動きで協力隊の皆さんとか、こういう集落協定のようなソフト面をうまく活用しながら集落活動を地域づくりの部分でいろいろな知恵を出すような人たちも出てきていて、そういう人たちはなかなか軍資金というか、お金の部分どうしようというのが1つボトルネックになっている中で、集落の人たちと一緒に組んでやれば、直払いをうまく生かしてもらう、そういう知恵は外から入ってきていると思うんです。

だから、そういう人たちに対して直払いのある意味特徴だったりとか目的とか意義みたいなものをしっかり届けていくって非常に大事で、チャンスはある意味増えていると思うんです。ですので、そういう人たちは制度そのものを知っているか、知らないかの差が大きいので、農家さんだけではなくて、農村集落に住んでいる、中山間に暮らしている人たちに対しても直払いの意味だったりとか必要性みたいなものを改めて5期のタイミングでも届けていくということも大事なかな。

そういう意味で知らない人に知ってもらうという2つの側面を込めてお伝えしたところ

があるので、もし補った方がいいところがあれば、ご検討いただければと思います。

以上です。

○星野委員長代理 ありがとうございます。何かありますか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。ちょっと追加的に修正させていただきたいと思います。

それで、5年ごとに期が変わるというのは、ある意味非常にいいことでして、今回大きな見直しをしますので、我々もまず農政局単位のブロック会議、その後県レベルの会議、県では市町村を対象にして、市町村ではさらに集落協定を対象にという、こういうような仕組みで周知をしていきたいと思っていますが、その際にはぜひこういう、各集落の微力を積み上げていくと非常に大きな力になるんだという部分。それに、さらにもともとの意義という部分、これらが周知されるように説明資料等で工夫していきたいと思います。

○星野委員長代理 ありがとうございます。

それでは、他に何かございますでしょうか。

河合委員、お願いします。

○河合委員 河合でございます。

この最終評価の方については、私はこれ以上注文するところは、もう特にございません。

ただ、今回4期の最終回ということなので、5期に向かつての私なりの意見を申し述べたいというふうに思います。

この中山間地の農地があるエリアというのはどういうところなのかというのをもう一度認識をすべきなんだろうと思います。人口は6割から7割減り、高齢化率は60%を超える地区なんです。これが中山間地がある場所の意味なんです。すなわち、もうこれは農業とか何とかということではなくて、そのエリアが本当に人が暮らせる場所として続いていくのか、いけないのかということが問われている。それがこれから加速度的に広がっていくということなんです。

その中でこの交付金を支払うことによって、農地・農業を続けていくということが今後は果たしてできるのかということです。この観点に立って、5期目以降の政策というのは考えなければいけないわけです。やるならやるなりに成功プロセスを見出せるような形にこの制度をつなげていくということは、すごく重要でございます。

例えば、私はこの場でも何度か申し上げましたけれども、中山間農地の農業がマーケットを掴んできちんと成り立ち得るという事例を作っていくことが大切になっていきます。

中山間農地でなければ、そういうエリアでなければ、そういう気候、土壌のところでなければ作れないようなものを作っていくというようなことを例えばするだとか、売り先をきちんと考えていくだとか、そういうリサーチや経営をやらない限り、新しい人が入ってくる要素はないんです。これは、中山間地に住んでいる人だけでは考えきれないことなんです。

ということで、農業に携わる人の意味というのをもうちょっと広義的に捉えていくということはすごく重要なことになってくると思います。ここは民間の力を入れていくだとか、農業以外の分野の人たちが関わっていけるような形にしていくだとか、農水省の他の政策分野を絡めていくのかだとかといったことを考えていかなければならないということです。この直払制度そのものをどうしようという考え方だけでいったならば、この制度はそう長く続かない。それぐらいの危機感を持っていただきたいということなんです。

農水省はいろいろな政策を持っているわけです。他の役所にもいろいろな政策があるわけです。農水省だから、もうここまでしかできませんということはありません。そういう時代にもう入ってきているということです。

日本全体で言うならば、これからは地域の集約化をしなければいけないということを言っているわけです。その中で、本当に過疎化が進む中山間地に住み続けてやる農業でなければいけないのか。ドイツのように通勤型の農業というものの選択肢はないのか。同じ中山間農地についても地区地区によってありようというのは多分違うんだとは思いますが、これじゃなければいけないということではなくて、そういう選択メニューをどう増やしていくのかということに、この制度はどうやってコミットできるかを考える必要があるのです。そういう観点を持つということをして5期目以降にはやっていただかなければ、これは国民の理解は多分得られないです。

これ見方を変えるならば、政府全体では人の集住化という大きな政策を進めているのに、これに逆行するような制度だと捉えられてしまいかねないわけです。

ということで、以前から申し上げてきましたけれども、農業というのは職住近接が一番いい、そういう産業であることは私も重々承知はしております。けれども、それができないなら、できないなりの中でどうやるのかということをもうそろそろ農水省も、この委員会も考えていく時期に来ているのだということでしょう。こういうことをぜひとも5期以降、6期、7期と続いていく中で認識すべきなのだと思います。もうそろそろ中長期ビジョンというものとセットで5期目以降の政策立案をやっていただきたいというふうに思い

ます。

○星野委員長代理 ありがとうございます。

今回の最終評価は、これでいいんじゃないかというご意見の上で、5期以降の宿題ということでご提案いただいた次第です。事務局より何かございますか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

我々の認識としては、直払いというのはベースの政策であり、ここが基礎になって、いろいろな政策を組み合わせながら条件不利地を振興していくというのが重要かと思っています。委員の意見の方、また今後改めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○星野委員長代理 先ほどの榊田委員のご意見ともちょっと重なってくる部分があるかなと思うんですけれども。

それでは、他に何かございますでしょうか。ご指摘いただくことはありますか。

それでは、原委員お願いします。

○原委員 しゃべらないとあれなので。

私、この第4期のたしか第1回の会合のときに、農地の維持というより、地域の維持ということの方が大事じゃないかと言った記憶があります。

それで、いろいろな地域の中山間地を見させていただきましたが、たまたま千葉の梨農家さんが放棄地を預かるか預からないかで迷っているときに、人も増えないと働く人が増えないのに、面積だけ増えていくことについてどうしたらいいかという相談に来て、ちょっと大田の仲卸とつながりました。梨って6次化にすごく向いていなくて、リンゴみたいに糖も酸もめり張りのある味ではないから、ジュースにもならぬと。だから、どうやったらこの広大な放棄地を引き受けられるかという話になって、ちょっと仲卸交えて相談しまして、カット梨というしのぎ方をしようと。需要があったら、冷蔵庫から出してカットして小売に流すみたいな。

つまり、さっきセスナの話とか出ましたけれども、この中にも取り上げられていましたとおり、いろいろ省力化する技術というのはあるかもしれません。ただきつと質がやや落ちる梨が出てきちゃう。それをどうやって糧にするかというか、生産性を上げながらということを一箇一箇、梨の場合はこうしましょうとか、もっとめり張りのあるものはこうしましょうとかいう個別論がいろいろあると思います。私なんかは実は他の局と今やろうと思っているのが、中山間って米が多いと思うんですけれども、今糖質イコール肥満だとい

うので米の需要減を加速化させているのにさおを差そうと思っていまして、千葉の松戸の老健施設でこれまで3年ほど5分づきの玄米と野菜を中心にした食事を提供したら、認知症の悪化が白米やパン食の老健施設より20ポイント以上抑えられました。まあ、数字はだんだん出てきたら、もっと国民に広く普及させたいと思っているんですけども。つまり、一言で言うと、米を食ったら健康になるような実証をやるとか。あるいは梨の場合だったら、流通を巻き込んででも放棄地を防ぐような方策って多分直払いは根っこに、さっき室長がおっしゃったような、ベースはそうなんだけれども、合わせ技で地域を維持するようなことを進めていくしかないかなと思っています。

多分、中の人だと仲卸のキーマンまでつながらなかったと思います。

すみません、そんな感じです。

○星野委員長代理 ありがとうございます。おもしろい示唆をいただいたように思います。でも、実際合わせ技の掛け算の部分の後ろの方はすごく難しいですね。たまたまご紹介いただいたのは原委員が入られていたからうまくいったのではないかと思うのですけれども、普遍的にどういう形で可能なのかというのが難しいように思うのですけれども。何かご意見ありましたら、あわせてご披露いただきたいと思います。

○原委員 多分私だからということではなくて、何人かいれば済むと思っていまして、そんな何十人もいなくてもいいと思うのですけれども。あっ、それだったらこうしようって思いつくのを、私はたまたま市場とか小売とのつながりもちよこちょこつとあったんで。それぞれの個社の小売の取り組みを全部知っているわけじゃないのですけれども。

実は、今とあるスーパーで90品目のうち41品目を慣行品から特裁に一個一個変えていこうと。特別栽培となると、中山間が産地になる可能性はあるんです。

ということを知っているのが5人か6人いれば、何か困ったら相談に来てねというので、やりようはあるかなと思ひまして、それを全国に人を配置したり、あるいはそんな人を配置するというのも無意味だと思うので、電話会議でもできちゃうわけで、そんな難しい話じゃないなと思いますけれども。

○星野委員長代理 ありがとうございます。今のに何かありますか。よろしいですか。

では、河合委員。

○河合委員 いろいろな業種がユニコーン企業などを目指して異業種交流だったり、資本提携だったり、M&Aだったり、形はともあれ、いろいろな形で情報の提供をし合いながら利益を上げるべく取り組んでいるわけです。農業もこうした異業種交流の場に出てこな

ければならない段階に来たということを私は強く思います。

東京でも大阪でもいろいろなところでそういう集まりは毎日のようにやっているわけなので、そういう場に出席すればよいのです。農業人同士が知恵を絞るということも重要なことではあると思いますけれども、やはり全く違う人たちの中で自分たちの強みをまず教えてもらうというところからやっていくことです。自分たちは全然強みと思っていないことが違う業種の人にとってみれば、すごくポテンシャルの高いことであったりすることもあるわけでありまして、そういうお膳立てを、この前から言っているような行政であったり、他の支援団体であったり、そういう人たちにやっていただきたいということを言っているわけです。

待っていて何かができるしていくことはありません。農業をやる人たちの高齢化のスピードがあまりにも速いわけです。営農者たちの年齢は既にかかなり高くなっているわけでありますので、ここをきちんと踏まえる必要があります。これはシステムとかというような問題じゃなく、まず一步踏み出すということさえすれば、選択肢は随分増えるんだろうというふうに私は思います。

○星野委員長代理 ありがとうございます。発展課題がいろいろ出てきていますけれども。

それでは、市田委員どうぞ。

○市田委員 最終評価の報告書としては、異存はありません。

今後に向けて一点、申し上げます。私は生産局の環境直接支払委員を務めまして、そこでも同様の意見を申し上げました。日本型直接支払として平成27年から中山間、先ほどお話のあった多面的機能、そして環境保全型農業直接支払が、集落や団体を実施主体とした交付金として行われてきました。これら3つの交付金を、縦割りではなく、集落なり地域から見たときにどういう評価が5年間でなされ得るのか、難しいかもしれませんが考えてみたいと思います。まず現場からの評価があり、それから市町村なり地域の窓口もあるでしょう。農水省の評価もあるでしょう。これら各段階での横断的な評価が、次期、第5期以降で実現可能なのかどうか。局が違いますので難しいとは思いますが、しかし、先ほど来の皆様のお話を聞いていても、この中山間直接支払の政策だけでは解決できない問題もあります。多面的機能支払を併用している所も多くあると思います。現場では、どちらのまとめ役も同じ人が行っている現状も依然としてあるでしょう。日本型直接支払を横断的に評価するようなシステムができるとよいのでは、と思います。

○星野委員長代理　ありがとうございます。

○中山間地域・日本型直接支払室長　ありがとうございます。市田委員がおっしゃった意識は、我々の方も全く同じでして、私も日本型直接支払室長として、平成27年から農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、いわゆる多面法が施行されて、これで5年となることから、5年後の見直しを、5年後の再評価といいますか、そういったものをやろうということで考えております。

先ほどおっしゃったように、縦割りではなくてどういう形で相乗効果が生まれているのかとか、そういった部分とか、逆に相乗効果が生まれているような事例も広く出していくとか、そういったことも考えていきたいと思いますので、委員のおっしゃったところを意識してやっていきたいというふうに考えております。

○星野委員長代理　ありがとうございました。

どうでしょうか。一つ前の河合委員のおっしゃった議論ですけれども、どういう形で収拾をさせていただきますでしょうか。どちらかというところ、発展というか、宿題というか、そういうもので、今回の議論からちょっと外れますけれども、関連しているということでご意見いただいたと理解しておりますが。

○中山間地域・日本型直接支払室長　いろいろ強みを生かしていくという部分、同じようなといいますか、似たような部分では山村振興という部分があるんですが、こういうところは今度の9月にやるんですが、「山の恵みマッチング」ということで、山村のそれぞれの商品、山村振興の方で出てきた商品とバイヤーさんを結びつけるという、そういうマッチングの事業をやっていくんですが、中山間直払とかやっているようなところについても、そういったのをやっていくとかいうのも多分1つのアイデアなのかなとは思いますが。

意識として、それぞれの強みをどういうふうに生かしていくのかとか、その情報発信をどうしていくのかというのにつきましては、今後検討していきたいなというふうに考えております。

○星野委員長代理　どうもありがとうございます。

それでは、他に何かご意見ございますでしょうか。評価書の内容に関してでも結構ですし、先ほどのように、それに関係して少し発展課題と、あるいは今後の方向性といったものの、全般に関わって何でも結構でございますが、よろしゅうございますか。

それでは、委員の皆様からご意見をいろいろいただいて、ある部分については事務局よりご回答いただきましたが、ある部分につきましては、若干宿題的なものが残ったかなと

いうふうに思います。

ただ、今回資料２で提出をいただいて検討させていただきましたこの評価書、最終評価（案）でございますけれども、この内容につきましてはそれほど大きな修正はなかったんじゃないかと思います。ただし、若干、加筆をしていただく部分があるかというふうに思います。どうでしょうか。これはうちの方で引き受けましょうか。

それでは、本日ご議論いただきました中山間地域等直接支払制度の第４期対策に係る最終評価（案）については、ご指摘に対する修正は、おおむね良好にさせていただいておることでごございましたけれども、本日、若干のご意見もございましたので、それを修正するということで本委員会としてお認めするというところでよろしゅうございますか。

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

なお、今申し上げました若干の修正点につきましては、本日私が委員長代理ということで議事進行を担当いたしましたので、当方にご一任いただいて、事務局と調整の上、最終版を作成させていただきたいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

○地域振興課長 星野委員長代理、どうもありがとうございました。

本日は、委員の皆様、大変ありがとうございました。

先ほど星野委員長代理からありましたとおり、修正の上、調整した上で「案」を取ったものを今月中に公表させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、私の方から一言お礼を申し上げます。

本日の会合をもちまして、中山間地域等直接支払制度の第４期対策の最終評価に関する議論は終了いたします。しかし、私どもとしましても、この第三者委員会の委員の方々からいただいたご意見等を踏まえ、次年度予算、令和２年度予算の概算要求に取り組んでいくことというふうにしております。また、現場でより効果的な事業実施が図られますよう、施策の普及推進にあわせて努めていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導いただければというふうに思っております。

委員の皆様のこれまでのご協力に厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶というふうにさせていただきます。本日は、本当にどうもありがとうございました。

午後２時３３分 閉会